

緊急時対策規程

最終改定日：令和5年3月15日

第1条 〔目的〕

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）が主催する公式試合が、全国的に影響を及ぼす大規模災害（悪天候や地震等の天災地変）や大規模事件（戦争・紛争、その他の事件等）の影響により、いずれのチームの責に帰すべからざる事由（以下、「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合（以下、「緊急事態」という）の対応に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 〔緊急協議〕

- (1) 代表理事会長は緊急事態の発生に際し、Vリーグ機構関係役員もしくは大会実行委員会関係役員からの要請、または自らの判断により緊急協議を実施する。
- (2) 緊急協議には、原則として代表理事会長および理事会の構成員、ならびに代表理事会長が必要と認めた者が参集する。ただし、天災地変やその他の理由により構成員の参集が困難な場合は、電話等の代替方法により議論を行い、代表理事会長が最終判断を行う。
- (3) 緊急協議では事態に関する情報を収集の上で、次の事項を協議し決定する。
 - ① 第3条および第4条に定める緊急対策委員会の設置の要否
 - ② 緊急対策委員会の設置を決定した場合は、緊急事態発生後48時間以内のVリーグ機構の運営に関する対策
 - ③ 緊急対策委員会の設置が不要または不能と判断した場合は、緊急事態発生後10日目までのVリーグ機構の運営に関する対策。
 - ④ 緊急対策委員会の設置が不要または不能と判断した場合は、緊急事態発生後11日目以降の対策に関する緊急理事会への発議事項。ただし、緊急事態発生後10日以内に緊急理事会を招集することができない場合、緊急協議の構成員は、緊急理事会の招集が可能となる時点まで前号の業務を継続する。
- (4) 緊急協議の招集が不可能と判断した場合、代表理事会長は前項の①ないしは④を単独で行う。
- (5) 代表理事会長に不測の事態が生じた場合は、副会長が代行する。

第3条 〔緊急対策委員会〕

- (1) 第2条に基づき緊急対策委員会を設置した場合、代表理事会長は委員長として速やかに次の事項を行う。
 - ① 緊急対策委員会の構成員の指名。Vリーグ機構理事・監事、チーム関係者およびその他代表理事会長が必要と認めた外部有識者より指名する。
 - ② 第1回緊急対策委員会の招集。原則として、緊急事態発生後48時間以内に招集する。
- (2) 緊急対策委員会はVリーグ機構定款およびVリーグ機構規約ならびに本規程に基づき、次の事項を協議し決定する。代表理事会長は委員長として、協議に基づき最終決定を行

う。

- ① 緊急事態発生後の48時間（緊急協議の決定）後から発生後10日目までのVリーグ機構の運営に関する対策
 - ② 緊急事態発生後11日目以降の対策に関する緊急理事会への発議事項
- (3) 緊急事態発生後10日以内に緊急理事会を招集することができない場合、緊急対策委員会の構成員は、緊急理事会の招集が可能となる時点まで前号の業務を継続する。

第4条 【緊急理事会】

- (1) 代表理事会長は緊急事態発生後、原則として10日以内に緊急理事会を招集する。緊急理事会は必要に応じて複数回の招集を認める。
- (2) 緊急理事会は、Vリーグ機構定款およびVリーグ機構規約ならびに本規程に基づき、次の事項を協議し決定する。
 - ① 第2条および第3条に基づき緊急協議および緊急対策委員会で決定した、緊急事態発生後10日間のVリーグ機構の運営に関する対策の追認
 - ② 緊急協議または緊急対策委員会の上申に基づく、緊急事態発生より11日目以降のVリーグ機構の運営に関する対策
- (3) 理事は緊急理事会までにチーム代表者や開催責任者等と連携し、情報収集に努める。

第5条 【決定事項の通知】

緊急協議、緊急対策委員会および緊急理事会での決定事項は、決定後速やかにチーム、大会実行委員会および関係役員に対して通知を行う。

第6条 【再試合の検討】

不可抗力により公式試合の中止を決定した場合は、原則として大会開催要項に定める大会開催期間内に再試合を行なう。

第7条 【大会の再開と打ち切り】

- (1) 不可抗力により公式試合を中止した後に事態が好転し、その後に予定されている公式試合の開催が可能と判断された場合は、大会を再開し予定された公式試合を開催する。
- (2) V・レギュラーラウンドの公式試合を一部中止した場合であっても、第8条に定める条件を満たし、V・ファイナルステージの開催が可能と判断された場合は、当該時点におけるV・レギュラーラウンドの成績に基づき、V・ファイナルステージを開催する。
- (3) V・レギュラーラウンドの公式試合を一部中止した場合であっても、第8条に定める条件を満たし、V・チャレンジマッチの開催が可能と判断された場合は、当該時点におけるV・レギュラーラウンドの成績に基づき、V・チャレンジマッチを開催する。
- (4) 不可抗力により、予定されている公式試合（V・ファイナルステージおよびV・チャレンジマッチを含む）の開催が不可能であると判断された場合は、理事会の決定により大会の打ち切りを行う。大会の打ち切りによりV・チャレンジマッチの開催を中止した場

合は、DIVISION 間の入替は行わない。

第 8 条 【大会の成立条件】

大会の一部中止または打ち切りを決定した場合、大会に参加する全チームが V・レギュラーラウンドで予定された公式試合数の 50%以上の試合を終了することを、当該大会の成立条件とする。

第 9 条 【大会成立時の成績認定】

- (1) 第 8 条に基づき大会の成立が認められた場合、個人成績は当該時点において終了した公式試合の成績をもって最終成績とし、別途定める「表彰規程」に則り表彰を行なう。ただし、賞金については社会情勢等を鑑み、理事会の決定により減額もしくは授与しないことがある。
- (2) 第 8 条に基づき大会の成立が認められた場合のチームの順位決定方法は当該シーズンの開催要項の定めに関わらず、以下の通りとする。
 - ① 「V・レギュラーラウンドの一部中止または大会の打ち切りを決定し当該リーグに所属するチームの消化試合数にばらつきが出た場合」
V・レギュラーラウンドの順位決定方法は勝率の高いチームを上位とする。2チームまたはそれ以上のチームの勝率が並んだ場合は、セット率の高いチーム、セット率も同率の場合は、得点率の高いチームを上位とする。尚、得点率も同率の場合は、当該チーム間での計算を行い、勝率、セット率、得点率の順で上位を決める。
 - ② 「V・レギュラーラウンドの一部中止または大会の打ち切りを決定し当該リーグに所属するチームの消化試合数にばらつきが出なかった場合」
V・レギュラーラウンドの順位決定方法は当該シーズンの開催要項に準ずる。
 - ③ 「V・ファイナルステージの一部中止または大会の打ち切りを決定した場合」
V・レギュラーラウンドの順位を最終順位とする。
 - ④ 別途定める「表彰規程」に則り表彰を行なう。ただし、賞金については社会情勢等を鑑み、理事会の決定により減額もしくは授与しないことがある。

第 10 条 【大会不成立時の成績】

第 8 条に基づき大会の成立が認められなかった場合、チーム・個人ともに当該時点において終了した公式試合の成績は当該大会の参考記録とし、表彰は行なわない。なお、参考記録はチーム・個人ともに通算記録には加算しない。

第 11 条 【公式試合中止の場合の費用負担】

不可抗力により公式試合を中止した場合、主催者である Vリーグ機構と主管権（開催権）の譲渡を受けたホームチームまたは都道府県バレーボール協会の間で締結された主管権譲渡契約はその効力を失う。また、Vリーグ機構規約第 40 条、第 41 条および第 42 条に定める公式試合の収支に関する対応は次の通りとする。

- ① Vリーグ機構は、主管権（開催権）を譲渡したホームチームまたは都道府県バレーボール協会に対して、Vリーグ機構規約第40条に定める譲渡金を請求しない。
- ② Vリーグ機構規約第41条に定める大会経費のうち、既に発生した経費の負担についてはVリーグ機構が原案を提示し、その原案に基づき当事者間で誠意をもって協議し決定する。
- ③ 公式試合の中止に伴い発生した経費については、Vリーグ機構の要請に対し大会実行委員会が報告する。Vリーグ機構は大会実行委員会の報告内容を精査の上で費用負担に関する原案を提示し、その原案に基づき当事者間で誠意をもって協議し決定する。

第12条 【改正】

本規程の改廃は理事会の決議により、これを行う。

<改定履歴>

平成 26 年 8 月 28 日	名称の変更に伴い、レギュラーラウンドをV・レギュラーラウンドに、ファイナルラウンドをV・ファイナルステージに改めた。
平成 26 年 11 月 19 日	チャレンジリーグの再編に伴い、第8条のV・チャレンジマッチにチャレンジリーグⅠとチャレンジリーグⅡの入れ替え戦も含むことと、第12条のチャレンジリーグにチャレンジリーグⅠとチャレンジリーグⅡが含まれることを追加。 第13条に緊急事態の発生により大会が中止となった場合の、準加盟チームに対する参加費の返金等に関する事項を追加。
平成 30 年 11 月 21 日	平成 30 年 11 月 21 日の理事会にて、主管権（開催権）の譲渡運用の変更に伴い、第2条1項、第4条3項、第5条および第11条の「開催地」または「開催地バレーボール協会」に関する記載を「大会実行委員会」に関するものに変更した。リーグ再編成に伴い、第7条3項の「(チャレンジリーグⅠとチャレンジリーグⅡとの入れ替え戦も含む)」を削除した。また、準加盟制度の廃止に伴い、第13条（不可抗力による中止等の場合の準加盟チームの参加費）を削除した。
令和元年 6 月 20 日	令和元年 6 月 20 日の理事会にて、Vリーグ機構規約の改定に伴い、対応する条番号の修正を行った。
令和 2 年 8 月 26 日	令和 2 年 8 月 26 日の理事会にて、第7条(4)に大会の打ち切りによりV・チャレンジマッチの開催を中止した場合のDIVISION間の入替について追加した。また、第9条(2)大会成立時のチームの順位決定方法をより詳細にした。
令和 2 年 9 月 11 日	令和 2 年 9 月 11 日の常務会にて、第8条の大会成立条件を「V・レギュラーラウンドで予定された公式試合数の75%以上の終了」から「大会に参加する全チームが」を条件に加え、かつ、%の見直しを行った。

令和5年3月15日

第12条の改正手続きを「本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議」から「本規程の改廃は理事会の決議」に変更した。